

平成28年度第2回委員会のフィードバック

平成28年度第2回家庭裁判所委員会では、「両親が離婚紛争下にある子の福祉への配慮－離婚調停事件における親ガイダンスを中心として－」に関して、当庁で行われている親ガイダンスの実情を御紹介した上で、委員から貴重な御意見を頂戴しました。これを踏まえて、当庁では、種々の改善に向けた取組を行ってまいりました。本日は、その取組について、御報告させていただきます。

- 1 第一は、案内文書の改訂です。委員からは、案内文書について、もっと人目を引いて見やすいものにしてはどうか、内容について引き付ける記載にしてはどうかとの御意見を頂いておりました。

【資料1】（ピンク色）を御覧ください。送付用案内文書は、当事者が親ガイダンスについて知る最初の間機合になりますので、従前の情報量を維持しつつ、表面に、①イラストを挿入したこと、②家庭裁判所調査官が無料で説明するという説明を加えたこと、③従前は裏面に記載されていた親ガイダンスの内容を表面に移動させたことにより、人目を引きやすいレイアウトにし、当事者の参加意欲を喚起するような案内文書に改めました。

次に、【資料2】（青色）を御覧ください。交付用案内文書は、親ガイダンス未受講の当事者に調停委員が手渡すものです。未受講者の多くに共通する「ためらい」や「物理的な困難さ」などの未受講の理由に焦点を当て、受講のメリットや困難解消の在り方を記載することで、当事者の受講意欲を高めるとともに、調停委員が当事者にこれを手渡す際に、受講を促す説明がしやすくなるように改めました。また、従前、①裏面に記載していた親ガイダンスの内容は、送付用案内文書と重複すること、②問合わせ先となる家事2部調査官室の地図は、親ガイダンスの会場と混同される場合があったことから、いずれも削除しました。

なお、送付用案内文書、交付用案内文書ともに、サブタイトルに「お子さんに配慮した話合いに向けての説明会」と付記することで、「指導」という意味合い

を薄め、内容がより分かりやすく伝わるように配慮しました。

- 第二は、本日は配布しておりませんが、親ガイダンスの対応に当たる職員のためのQ&Aの作成です。調停委員である委員から、当事者に案内するときのポイントを手元に持っておくとよいとの御意見を頂いておりました。

これまでも、調停委員から未受講の当事者に交付用案内文書を手渡して働き掛けを行うことで、未受講の当事者が受講に至るケースが多々ありましたので、今後も未受講の当事者への働き掛けがとりわけ大切であるところ、効果検証の中で明らかになった受講に消極的な当事者のタイプ別に、どのような働き掛けが効果的であるかを検討した上で、Q&Aを作成しました。今後、職員や調停委員がQ&Aを手元に置き、働き掛けに際して参照することで、より一層受講者の増加に結び付くものと考えています。加えて、調停委員が、Q&Aを含む親ガイダンスの資料を加除式のファイルに一括して綴って所持することで、資料の散逸を防ぎ、折に触れて参照して、円滑に対応できるようにしました。

- 第三は、講義の内容面の向上として、受講者の子の年齢層にフィットする説明の工夫を行ったことです。子の年齢層を、(1)新生児から3歳まで、(2)3歳から小学校入学まで、(3)小学校低学年、(4)小学校高学年、(5)中学生以上の五つに区切り、各年齢層の子の発達の特徴、離婚や別居により子が受ける影響、父母へのアドバイスを詳しく紹介することとし、パワーポイントも増やしました。

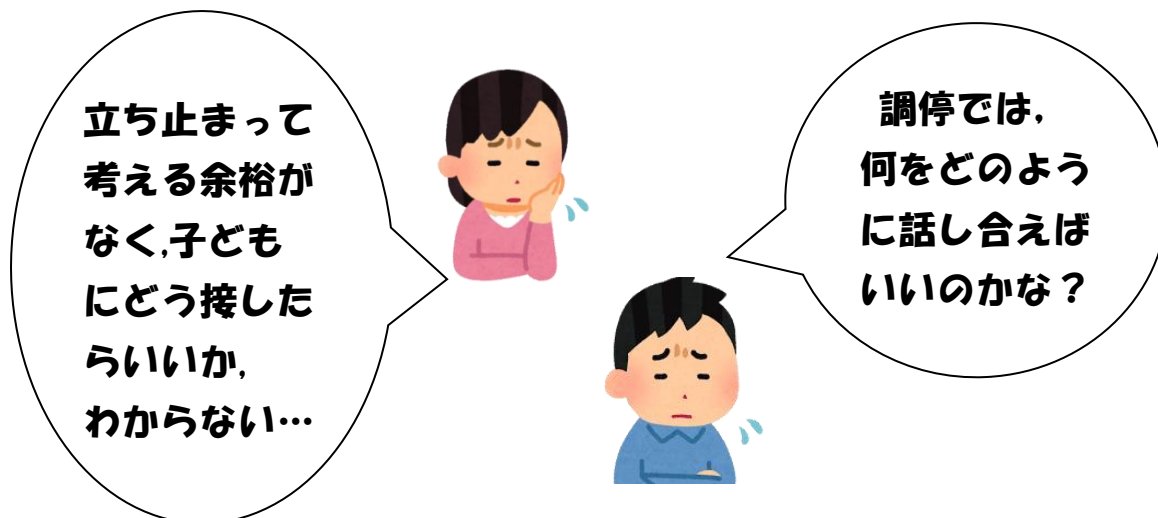
以上、平成28年度第2回家庭裁判所委員会で頂いた御意見を基に、その後に取り組んできた改善策を御報告いたしました。今後とも、親ガイダンスの内容を一層効果的なものとし、受講者を増やしていけるよう、工夫を重ねていきたいと思っております。

なお、平成29年1月1日、日本加除出版から発行された「家庭の法と裁判(第8号)」に、「大阪家庭裁判所における親ガイダンスの取組について－現状と課題－」が掲載されています。この場を借りて、御紹介させていただきます。

ありがとうございました。

ガイダンス

～お子さんに配慮した話し合いに向けての説明会～



大阪家庭裁判所では、調停でご夫婦のことを話し合われるにあたり、お子さんの成長や幸せを大切にしながら調停を進めていただくための、準備のガイダンスを設けています。このガイダンスを受講していただくことが問題解決につながると考えております。

家庭裁判所調査官が説明します！（無料、講義とDVD視聴で90分）

- お子さんがいて離婚する場合、何を決めなければならないのでしょうか。（調停の前に知っておいていただきたい法律の知識があります。）
- ご両親の離婚は、お子さんの生活や気持ちにどう影響するのでしょうか。（受けやすい影響を年齢ごとに詳しく解説します。）
- どうすればお子さんへの影響を減らせるのでしょうか。（影響を最小限にするためにできることをお伝えします。）
- 調停手続きとは、どのような性質のものなのでしょうか。（概略をご説明します。）



※原則としてお子さんのいる方々には、（できるだけ第1回調停期日までに）ご参加いただくことにしています。実施日時のうちご都合の良い回を、裏面の電話番号までお知らせください。

お申込み・お問合せ

＜受付時間：平日（月～金）午前9時～午後5時＞

06-6943-5611（家事2部調査官室：当庁6階）

「ガイダンスの件です。」とお申し込みください。調停期日通知書に記載の事件番号（平成〇年（第〇号））と担当係（〇部〇係）をお知らせください。

※各回定員に達し次第締め切ります。

調停が成立、不成立又は取下げとなった後は、ガイダンスには参加できません。

男性（父）

*実施日時

3月10日（金） 14時
3月16日（木） 10時
3月22日（水） 10時
4月10日（月） 14時
4月20日（木） 14時
4月26日（水） 10時
5月 9日（火） 14時

*以降の日時についてはお問合せください。

女性（母）

*実施日時

3月 8日（水） 10時
3月14日（火） 14時
3月24日（金） 10時
4月 6日（木） 10時
4月12日（水） 10時
4月21日（金） 14時
4月28日（金） 10時

*以降の日時についてはお問合せください。

※所要時間：約90分

※持ち物：調停期日通知書、筆記用具（いずれも無くても可）

※実施場所：大阪家庭裁判所1階小会議室（変更の場合は申込みの際にお伝えします。）

※お互いに顔を合わせることを避けるため、男女の回を分けていますが、ガイダンスの内容は、いずれの回も同じです。お互いの申込日時が知れることはありません。

- わかりやすいパンフレットや資料を用意しています。
- 当日、お名前をお呼びしたり、個別のご事情に触れるようなことは一切ありませんので、ご安心ください。プライバシー保護及び定員などの関係から、ご本人と代理人弁護士以外の方（ご家族、お子さんやご友人など）の受講はご遠慮いただいています。

ガイダンス ～お子さんに配慮した話し合いに向けての説明会～

上記名称の案内書面を調停期日通知書に同封して、「原則としてお子さんのいる方々には、（できるだけ第1回調停期日までに）ご参加いただくことにしています。」とご案内しています。お子さんの成長や幸せを大切にしながら調停を進めていただくための準備のガイダンスですので、今回の調停期日までに受講されていない方には、重ねてご案内させていただきます。

受講をためらっている方に

「両親のはざまにいるお子さんがどのような思いをしているか、どのように配慮すべきかについて、共通の理解を前提にする」ことの大切さをおわかりいただきたいと思います。また、「調停のしくみや話し合いの留意点などを知って、主体的に調停に臨む」準備の機会にさせていただきたいとも思います。

ガイダンス受講後、「子どもを紛争に巻き込んでいたことに気づいた。」「子どもの成長に必要と思い、面会交流に前向きになれた。」「これまで以上に子どもの気持ちを理解できた。」などの感想をお聞きしています。大切なお子さんのことについて改めてゆっくり考える機会にさせていただければと思います。

受講に困難がみられる方に

趣旨についてご理解いただいた上で、第1回調停期日までに受講できなかった方には、今後の日程をご案内します。（裏面参照）

それでも「どうしても日程に都合がつかない。」「乳児を預ける先がないので、同伴できないと参加が難しい。」「遠隔地に居住しているので、調停期日以外に来庁することは困難だ。」などの事情がみられる方は調停委員に申し出てください。方法を検討します。

※調停が成立、不成立又は取下げとなった後は、ガイダンスには参加できません。

お申込み、お問合せ

ガイダンス受付は

6階 家事2部 調査官室(676-1号室)

06-6943-5611 です。

直接お越しいただいてもお電話でも構いません。



実施場所等

*実施場所：**大阪家庭裁判所 1階 小会議室**

(会場を変更する場合には申込みの際にお伝えします。)

*所要時間：約90分

*持ち物：調停期日通知書、筆記用具(いずれも無くても可)

男性(父)

*実施日時

4月20日(木)	14時
4月26日(水)	10時
5月9日(火)	14時
5月18日(木)	10時
5月24日(水)	14時
6月2日(金)	14時
6月7日(水)	10時
6月15日(木)	14時
6月21日(水)	10時

*以降の日時についてはお問合せください。

女性(母)

*実施日時

4月21日(金)	14時
4月28日(金)	10時
5月11日(木)	10時
5月19日(金)	10時
5月25日(木)	14時
5月31日(水)	10時
6月5日(月)	10時
6月13日(火)	13時半
6月23日(金)	10時

*以降の日時についてはお問合せください。

プライバシー保護及び定員などの関係から、ご本人と代理人弁護士以外の方(ご家族、お子さんやご友人など)の受講はご遠慮いただいています。

※お互いに顔を合わせることを避けるため、男女の回を分けています。
ガイダンスの内容は、いずれの回も同じです。